[重要事項説明書]

2023 年 5 月 1 日

1.　事業者

(1)	法人名	社会福祉法人　清栄会
(2)	法人所在地	群馬県前橋市総社町植野 511-1 番地
(3)	電話番号	027-251-5428
(4)	代表者氏名	理事長　　水野　直美

2.　事業所の概要

(1)	事業所の名称	特別養護老人ホーム　清里荘
(2)	事業所の所在地	群馬県前橋市青梨子町 503 番地
(3)	電話番号	027-254-1513
(4)	FAX 番号	027-254-1514
(5)	メールアドレス	office@kiyosatosou.jp
(6)	ホームページアドレス	https://www.kiyosatosou.jp/
(7)	事業所長氏名	木暮　有紀
(8)	事業所の種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 群馬県 1070100936 号
(9)	開設年月日	平成 2 年 7 月 1 日（短期入所生活介護） 平成 18 年 4 月 1 日（介護予防短期入所生活介護）
(10)	利用定員	20 名
(11)	利用可能設備等	専用居室　4 人部屋（4）　2 人部屋（2）　1 人部屋（1） 食堂兼機能訓練室・医務室 浴室（リフト装置付一般浴槽、座位式・臥床式特殊浴槽）

3.　事業実施地域及び営業時間

(1)	事業の実施地域	前橋市、高崎市（旧群馬町）、榛東村、吉岡町、渋川市	
(2)	営業日	年中無休	
(3)	受付時間	月曜日～土曜日	8 時 30 分～17 時 30 分
(4)	入所時間	利用開始日	9 時 00 分から
(5)	退所時間	利用終了日	17 時 00 分まで
(6)	送迎時間	月曜日～土曜日	9 時 00 分～17 時 00 分
		祝日	9 時 00 分～17 時 00 分

＊ ただし、やむを得ない事情が生じた場合はこの限りではありません。
＊ 入退所時間に変更が出た場合は速やかに連絡をお願いします。

4.　職員の配置状況

(1)	施設長	1 名（兼務）	(6)	機能訓練指導員	1 名（兼務）
(2)	事務員	1 名以上	(7)	看護職員	3 名以上
(3)	管理栄養士	1 名（兼務）	(8)	介護士	24 名以上
(4)	生活相談員	2 名（兼務）	(9)	介助員	6 名
(5)	介護支援専門員	2 名（兼務）		以上、併設特養と兼務	

5.　当事業所が提供するサービスの概要

（1）介護給付によるサービス

食事介助	管理栄養士のもと、季節感を盛り込んだ豊富なニューで提供させていただきます。 また、個々の身体状況に合わせて常食・刻み食・超刻み食・ミキサー食の中より選ぶことができます。 ［提供場所］ 食堂又は各居室 ［朝食］ 7 時 45 分～ ［昼食］12 時 00 分～ ［夕食］18 時 00 分～
入浴介助	手すりやリフト装置が設置された一般浴、車椅子やストレッチャーのまま入れる特殊浴を使用し、介助により安心して入浴していただけます。入浴は週 2 回を基本とし、体調により入浴できない場合は、随時清拭を行い、身体の清潔に努めます。
排泄介助	トイレやポータブルトイレへの介助からオムツ交換まで、身体状況に合わせ、適切な対応をいたします。
機能訓練	機能訓練指導員を中心に、個々の身体状況に合わせたリハビリを提供いたします。
健康管理	血圧・体温等のバイタルチェックを行う他、常時の観察により契約者（利用者）の健康管理を行います。
余暇活動	適切な運動、製作活動、カラオケ等多岐にわたる余暇活動を提供させていただきます。
生活相談	介護保険に関すること、介護全般に関すること、施設での生活に関すること等、遠慮なく声をかけてください。
生活相談	生活全般にわたる相談、便利な介護用品の紹介等に応じます。
そ の 他	契約者（利用者）に応じて、必要な介護をご提供致します。

(1) その他の介護給付サービス加算

加算	加算条件
機能訓練体制加算	当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されていること。
療養食加算	栄養士が契約者の状態に合わせた栄養管理や療養食を提供した場合に算定できる 1 日に 3 回を限度に加算
サービス提供体制強化加算	介護従事者の専門性等のキャリアにおいて、介護福祉士の資格保有者、常勤職員数、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所に加算
送迎加算	契約者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる契約者に対して、その居宅と（予防）短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合に加算

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

①　食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

契約者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。[朝食]7 時 45 分～ [昼食]12 時 00 分～　[夕食]18 時 00 分～

②　滞在に要する費用（光熱水費及び室料）

この施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費及び室料をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（住居費）の金額（1 日あたり）のご負担となります。

③　個人専用の家電製品の電気代、各種証明書料
必要時において、個別にかかる費用となります。

④　その他
日常生活上必要となる諸費用は実費となり、一部の日常生活品の購入代金等、ご負担していただく場合があります。
尚、オムツ代は利用料金に含まれていますので、ご負担の必要はありません。

6.　利用料金のお支払い方法

(1)　窓口支払い…ご利用翌月末日までに事務所にてお支払い下さい。
［受付時間］ 月曜日～金曜日　8 時 30 分～17 時 30 分
土曜日　8 時 30 分～12 時 30 分

(2)　口座引落し…所定の手続き終了後、翌月 27 日（休日の場合は翌営業日）に指定の口座より引落しさせていただきます。

(3)　銀行振込み…最寄りの金融機関より振り込んでいただきます。

以上の 3 通りの中からご契約の際にお選び下さい。

7.　キャンセル規定

契約者（利用者）のご都合によりサービスを中止する場合下記のキャンセル料がかかることがあります。

(1)　利用日の当日、午前 8 時 30 分までに連絡いただいた場合　…　無料

(2)　利用日の当日、午前 8 時 30 分までに連絡がなかった場合　…　食事代実費

8.　個人情報の取扱い

(1)　事業者は、契約者（利用者）からご提供いただいた契約者本人及び家族に関する個人情報を下記の目的以外に利用致しません。

【契約者（利用者）の個人情報の利用目的】

①　契約者への介護サービス提供
②　介護保険事務
③　契約者のために行う管理運営業務（利用状況の管理、会計、事故報告等）
④　事業所のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成、学生等の自習への協力、職員の教育の為に行う事例研究等）

尚、下記目的のためには契約者及び家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

【契約者（利用者）の個人情報を第三者へ提供する場合】

①　介護保険事務等の事業所業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
②　他の介護事業者との連携（サービス担当者会議等）、連絡調整が必要な場合
③　契約者（利用者）の受診にあたり、医師に介護記録やケアプランを提供する場合
④　研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
⑤　損害賠償保険等の請求にかかる保険会社への相談または届出等
⑥　施設広報誌・ホームページ・SNS 等の写真の掲示

(2)　契約者（利用者）又は代理人が個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等を申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り契約者の希望に沿うようにします。

9.　身体拘束の禁止

【身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続き】

事業所は「短期入所生活介護のサービス」を行っている時に、契約者本人もしくは他の契約者の身体に危険を生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、契約者の身体拘束をすることはありません。緊急やむを得ず、契約者の身体拘束をする場合は、内容・目的・理由等をできる限り詳細に口頭や文書等により説明し、十分な理解を得るものとします。また、その状況や経過等を所定の用紙に記録し、閲覧に供します。

10.　虐待の防止について

事業者は、契約者（利用者）等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を設定しています。

施設長　木暮有紀

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 研修等を通じて職員の契約者の対する人権意識・知識の向上に努めます。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者の家族等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる契約者（利用者）を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(5) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できるように体制を整え、職員が契約者（利用者）等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

11.　相談、要望、苦情等の窓口

短期入所生活介護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

☆特別養護老人ホーム　清里荘　　TEL　027-254-1513

［受付］　月曜日～土曜日　8 時 30 分～17 時 30 分

［担当］　生活相談員　　細井　豊　　佐藤　成美

☆社会福祉法人　清栄会　清里荘　　TEL　027-254-1400

［受付］　月曜日～土曜日　8 時 30 分～17 時 30 分

［担当］　介護支援専門員　　高橋　博美

☆前橋市役所　介護保険課　　TEL　027-224-1111

前橋市大手町 2-12-1

☆群馬県国民健康保険団体連合会・介護保険課　　TEL　027-290-1319

前橋市元総社町 335-8

☆その他最寄りの市町村　　介護保険課

12.　緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、緊急連絡先に連絡の上、必要に応じて、主治医、救急隊、居宅介護支援事業所に連絡致します。

13.　施設及び従業者に対する利益供与の禁止

施設及び従業者は、サービスの対償として、金品その他財産上の利益を収受しません。

14.　サービスの終了について

ご契約者やご家族等が当事業所や当事業所の職員に対して、暴言・暴力、又は迷惑行為、過大な要求や信用を傷つける行為等により本契約を継続することが困難となった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

清里荘短期入所　1070100936

[サービス利用料金表]

2023 年 5 月 1 日

1.　短期入所生活介護サービス　　1 日あたり

介護度	従来型個室（併設短期生活Ⅰ）	多床室（併設短期生活Ⅱ）
要介護 1	596 単位	596 単位
要介護 2	665 単位	665 単位
要介護 3	737 単位	737 単位
要介護 4	806 単位	806 単位
要介護 5	874 単位	874 単位

2.　予防短期入所生活介護サービス　　1 日あたり

介護度	従来型個室（予併設短期生活Ⅰ）	多床室（予併設短期生活Ⅱ）
要支援 1	446 単位	446 単位
要支援 2	555 単位	555 単位

3.　加算（適用時に算定）

機能訓練体制加算	12 単位
療養食加算（1 日 3 回を限度）	8 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位
送迎費（片道 1 回につき）	184 単位

4.　滞在費・食費　　1 日あたり

負担段階	所得要件		資産要件（預貯金等合計額）		個室	多床室	食費
			単身	夫婦			
第 1 段階	・生活保護受給者 ・世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市民税非課である老齢福祉年金受給者		1,000 万円以下	2,000 万円以下	320 円	0 円	300 円
第 2 段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市民税非課税	年金を含む合計所得金額が年額 80 万以下	650 万円以下	1,650 万円以下	420 円	370 円	600 円
第 3 段階①		年金を含む合計所得金額が年額 80 万円超 120 万以下	550 万円以下	1,550 万円以下	820 円	370 円	1,000 円
第 3 段階②		年金を含む合計所得金額が年額 120 万円超	500 万円以下	1,500 万円以下	820 円	370 円	1,300 円
基準費用額	上記に該当しない人				1,400 円	1,000 円	1,630 円

朝食 400 円・昼食 630 円・夕食 600 円

5. その他の利用料

個人専用の家電製品ご使用場合　電気代(1 日)	50 円/日
日常生活上必要となる諸費用(菓子代・理美容代・抗原検査キット代・日用品等)	実費

6. 利用料の算定方法

- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)…介護サービス費(単位数)合計の 8.3%
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)…介護サービス費(単位数)合計の 2.7%
- 介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算…介護サービス費(単位数)合計の 1.6%
- 1 単位あたり…10.17 円

(介護サービス費(単位数) ＋ 介護職員処遇改善加算Ⅰ(8.3%)の単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(2.7%)の単位数
介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算(1.6%)の単位数) × 10.17 円(1 単位単価) × 0.1/0.2/0.3(1/2/3 割)自己負担分 ＋ 介護保険給付対象外サービス費 ＝ ご請求金額